

太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入支援事業費補助金

募集要領

1 趣旨

この要領は、太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 18 の規定に基づき、必要な事項を定める。

2 定義

この要領において使用する用語は、「太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入支援事業費補助金交付要綱」において使用する用語の例による

3 補助事業

(1) 通常

次の各号に掲げる設備を新たに 2 種以上設置し、太陽光発電を活用した EV 利用モデルを導入すること。

なお、各設備をリース契約により導入する場合、リース期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間以上とする。

イ 太陽光発電設備

ロ EV 等

※国が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において補助対象一覧に掲載されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、超小型モビリティ、ミニカー、側車付二輪自動車、原動機付自転車のことをいう。

ハ V2H 充放電設備

※国が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」において補助対象一覧に掲載されている V2H 充放電設備のことをいう。

(2) 特別加算

前項の要件を満たし、太陽光発電設備を導入したうえで次の各号に掲げる 2 種の設備を新たに 1 種以上設置すること。

イ 蓄電池

ロ エネルギーマネジメントシステム

4 補助事業者

この補助金の補助事業者は、次の各号に掲げる要件を満たしていること。

(1) 法人その他団体（市町村及び一部事務組合を含む。）又は県内の住所地、居住地若しくは事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。

(3) 太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入支援事業費補助金交付要綱施行時から同要綱第 4 に係る交付申請書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。

(4) 全ての県税に未納がないこと。

(5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

※複数事業・同時申請の取り扱いについて

1者の申請者（フランチャイズを含む。）は、同じ公募期間内に複数の事業を申請した場合は、すべての申請を受理しない。また、同一年度において、2度申請することはできない。

5 補助対象経費

区分	内容
設計費	事業の実施に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業の実施に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費 但し、リース利用料は補助対象外とする。
工事費	事業の実施に直接必要な工事費
その他経費	事業を行うために直接必要なその他経費

6 補助の対象とならない経費の例

区分	内容
設計費	・ 基本設計費、事前調査費
設備費	・ 土地の取得及び賃貸料 ・ 建屋 ・ 太陽光発電設備のリース利用料 ・ 充電等設備のリース利用料 ・ EV・PHEVのリース利用料 ・ 蓄電池のリース利用料 ・ エネルギーマネジメントシステムのリース利用料 ・ EVを購入する際のオプション類
工事費	・ 機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事） ・ 建屋の建設費、家屋補強工事 ・ 既設構築物等の撤去費 ・ 植栽及び外構工事費
その他経費	・ 特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の申込みに係る電力工事負担金 ・ 代金の支払時などの振込手数料 ・ 各種申請書類作成費 ・ 動産保険料等

※このほか、必要に応じて判断する。

7 補助要件等

(1) 通常

イ 補助率

補助対象経費の2分の1以内

ロ 補助限度額

設備全体の合計額	350万円
太陽光発電設備	250万円
EV（新車・1台あたり）	50万円
EV（中古・1台あたり）	25万円
PHEV（新車・1台あたり）	25万円
PHEV（中古・1台あたり）	12万5千円
V2H 充放電設備（1台あたり）	50万円

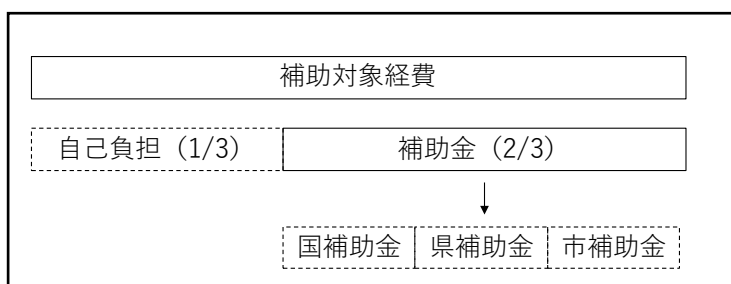
ハ 他の補助金等の併用

補助事業者は、本補助金と併せて他の補助金等（県単独事業である補助金等を除く。）の交付を受けることができる。

ただし、特別加算を利用する場合、特別加算の対象となる設備は除く。

[参考] 国又は市町村など他の補助金を併用する場合の取り扱い

・各補助対象設備について、国又は市町村など他の補助金の補助対象経費が県の補助対象経費と同一の場合、「補助対象経費に係る全ての補助対象経費の 2/3 を超えることは不可」とします。



(2) 特別加算

イ 補助率・補助要件

(イ) 太陽光発電設備

補助率等 (1,000未満の端数切捨て)	5万円/kW (ソーラーカーポートを導入する場合は、5万円/kWを上限として1/3以内とする。) ※ 各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。
補助要件	1 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 3 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

4 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の各号をすべて遵守していること。

（１）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

（２）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

（３）防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

（４）一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

（５）20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識

（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

（６）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

（７）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

（８）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

（９）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

（１０）交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

（１１）10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

（１２）10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

5 次の（１）～（２）のいずれかを満たすこと

（１）需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（50%）以上とすること。

（２）需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備

	<p>で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p> <p>6 ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業）」を参考にする。</p> <p>7 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（建材一体型太陽光発電事業）」を参考にする。</p> <p>8 国が実施する他の補助事業（国以外が実施する間接補助等、国庫を財源とする補助事業を含む。）と併用しないこと。</p>
--	--

(ロ) 蓄電池

補助率等 (1,000未満の端数切捨て)	<p>蓄電池の価格(円/kWh)の1/3 (ただし、下記価格(※)の1/3を上限とする。)</p> <p>※: 家庭用(4,800Ah・セル相当のkwh未満): 14.1万円/kWh (工事費込み・税抜き)</p> <p>業務用(4,800Ah・セル相当のkwh以上): 16.0万円/kWh (工事費込み・税抜き)</p>
補助要件	<p>1 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>2 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>3 補助率等の※に定める価格以下の蓄電システムであること。 【業務用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkwh未満): 4を満たすこと】</p> <p>4 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkwh以上): 5～10の全てを満たすこと】</p> <p>5 蓄電池パッケージ (1) 蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>6 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (1) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電</p>

機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

(2) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(3) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(4) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(5) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(6) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

7 蓄電池部安全基準

(1) JIS C 8715-2 の規格を満足すること。

8 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(1) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JISC 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JISC 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

9 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(1) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

	<p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>10 保証期間</p> <p>（1） メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p> <p>11 国が実施する他の補助事業（国以外が実施する間接補助等、国庫を財源とする補助事業を含む。）と併用しないこと。</p>
--	--

(ハ) エネルギーマネジメントシステム

補助率等 (1,000未満の端数切捨て)	2 / 3
補助要件	<p>次の1又は2のいずれか及び3を満たすこと。</p> <p>1 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>2 システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。</p> <p>3 国が実施する他の補助事業（国以外が実施する間接補助等、国庫を財源とする補助事業を含む。）と併用しないこと。</p>

ロ 補助限度額

設備全体の合計額	350万円
----------	-------

8 自社製品等の調達がある場合

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助事業の実績額の中に含まれる補助事業者の利益相当分を次のように取り扱う。

○ 利益相当分対象となる調達先

補助事業者が以下の①から③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社とする。

- ① 補助事業者自身
- ② 100%同一資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社（②を除く）

○ 補助対象経費の取扱い

① 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額を除く。

③ 補助事業者の関係会社（②を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額を除く。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明する資料を別途用意し、提出すること。

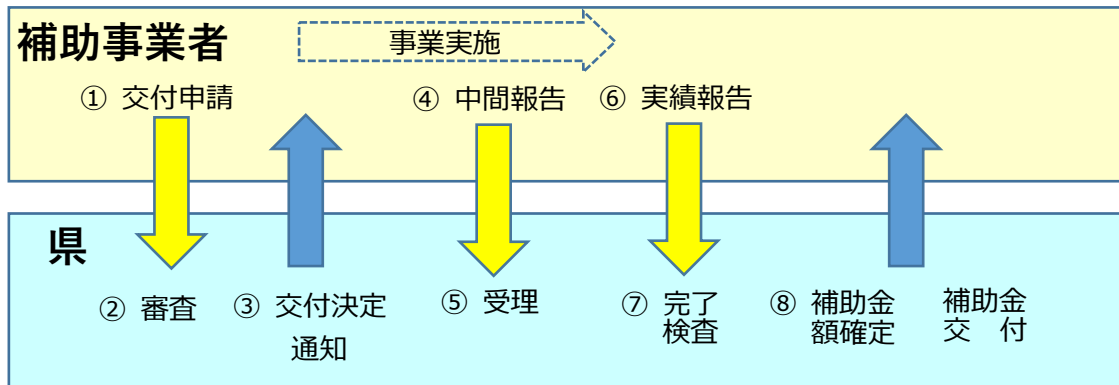
9 事業費の根拠となる参考見積書について

○参考見積書については以下のとおり取り扱う。

- ・ 交付申請時に有効な見積書であること。
- ・ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。
- ・ 見積額が一定金額を超える設備等の場合は、県が見積書を発行した者に対して見積内容の確認等を行う場合があること。

10 事務手続きの流れ

補助事業に係る手続きの流れは次のとおりです。



(1) 補助事業の開始

補助事業者は、原則、県から交付決定を受けた後に、補助事業の開始（例：工事契約締結）が可能となります。

(2) 実績報告及び額の確定

補助事業完了後は、実績報告書を下記の期日のいずれか早い日までに提出してください。

県は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

実績報告書の提出	
①	事業完了後30日を経過した日まで
②	補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の2月末日まで

(3) 補助金の交付

補助金の交付は、補助金の額の確定後となります。

11 審査項目

次の審査項目について、書類審査により選定します。

区分		内容
事業計画の内容	環境負荷低減	1 二酸化炭素排出削減量が多いか。
		2 導入する車両が環境負荷軽減に寄与するか。
	事業の具体性	3 補助事業の内容について具体性があり、かつ効果的に補助事業の目的を達成できると認められるか。
	課題解決	4 補助事業を行うことによって補助対象事業者の課題解決に寄与するか。
	地域貢献・地域活性化	5 地域貢献・地域活性化に資する取組を有しているか。
	先導性・モデル性	6 先進的な発想や手法を用いて、先導性又は他の地域の取組の参考となるモデル性を有しているか。
	防災機能強化	7 防災機能強化に資する取組が提案されているか。
その他	8 太陽光発電設備から発電した電力をEV等に、より多く供給するシステムや使用方法が提案されているか。	
事業スケジュール	9 実績報告の期日までに無理なく確実に事業を遂行できるスケジュールとなっているか。	

1.2 財産処分

補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分（補助金の交付の目的に反して、譲渡、廃棄などの処分）しようとするときは、あらかじめ宮城県知事の承認を受ける必要があります。

なお、財産処分制限期間経過後に当該設備等の廃棄を行う場合には、その時点の所有者の責任において適切に廃棄すること。

1.3 募集期間等

- ・募集期間

令和6年4月1日（月）から令和6年5月31日（金）まで。

- ・提出先 〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県環境生活部環境政策課 省エネ・再エネ推進班

- ・提出方法 持参又は郵送（令和6年5月31日（金）の17時00分必着）

1.4 申請書提出先・問い合わせ先

- ・宮城県環境生活部環境政策課 省エネ・再エネ推進班

- ・電話／FAX：022-211-2664／022-211-2669

- ・メール：kankyoss@pref.miyagi.lg.jp